

# 令和5年度（2023年度）北海道教科用図書選定審議会 第1回 議事録

日 時 令和5年（2023年）4月17日（月）14:00～16:00

場 所 北海道第二水産ビル 4G号会議室

## 出席者

### <委員>

安藤 尚志	石川 直美	岩永 雅浩	表 純一	川原 明子
久保田 純史	黒島 泰彦	木挽 ひろみ	下山 弘美	菅原 巧
伊達 峰史	田中 敦士	東間 義孝	濱口 憲太	藤倉 由美子
藤原 裕美	益子 忠行	三浦 智子	若林 梨恵	

### <事務局>

北海道教育庁学校教育局長

義務教育課長

義務教育課課長補佐

義務教育課課長補佐

義務教育課主幹

義務教育課義務教育指導係長

義務教育課義務教育指導係主査

義務教育課企画・支援係主査

特別支援教育課主幹

特別支援教育課特別教育支援制度推進係主査

特別支援教育課特別支援教育指導係指導主事

川端 香代子

遠藤 直俊

山内 尚史

森田 靖史

成田 仁

木野下 尚大

平山 道大

本間 さつき

山内 功

坂内 仁

高石 純

## 欠席者

### <委員>

谷淵 友美

## 議 題

### (1) 説明

ア 教科書制度の概要について

イ 義務教育における教科用図書について

ウ 特別支援教育における教科用図書について

### (2) 審議

ア 諮問事項について

イ 採択基準について

ウ 採択参考資料について

(ア) 調査員の構成について

(イ) 採択参考資料作成要領について

【開会】

事務局) 本日のご出席いただいている委員は20名中、19名と過半数を超えており、本審議会規則の規定を満たしておりますので、ただ今から令和5年度北海道教科用図書選定審議会の第1回会議を開催いたします。開会に当たりまして、北海道教育庁川端学校教育局長よりご挨拶申し上げます。

【1 北海道教育委員会挨拶】

学校教育局長) 挨拶

【2 委員紹介】

事務局) はじめに、お送りしております名簿により委員の皆様を御紹介させていただきます。

なお、谷淵委員は欠席となっております。

当審議会については、例年、採択の公正確保のため、会議については非公開であり、委員の皆様の名及び審議内容についても、採択期限の8月31日までは非公開としております。

本年度についても、同様の取扱いとさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし

【3 会長・副会長選出】

事務局) 次に会長、副会長の選出を行います。本審議会規則では、「会長及び副会長は、委員が互選する」と定められております。選出の方法を委員の皆様にお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

各委員) 事務局一任

事務局) 事務局一任の発言をいただきましたので、義務教育課長より、事務局案を申し上げます。

事務局) それでは、事務局案を申し上げます。事務局案といたしましては、会長は、北海道教育大学の東間委員に、副会長は、白老町教育委員会の安藤委員にお願いしたいと考えております。

事務局) 只今、会長に東間委員、副会長に安藤委員との事務局案を申し上げましたがいかがでしょうか。

各委員) 異議なし

事務局) ありがとうございます。それでは、会長を東間委員、副会長を安藤委員にお願いいたします。早速ですが、会長、副会長からご挨拶をいただきたいと思います。まず東間会長お願いいたします。

【4 会長・副会長挨拶】

会長) 挨拶

事務局) ありがとうございます。それでは、安藤副会長お願いいたします。

副会長) 挨拶

事務局) ありがとうございます。それでは、これ以降の会議の進行につきましては、東間会長にお願いいたします。

## 【5 議事】

会長) この後の進行は、私が行います。よろしくお願いします。

本審議会についてでございますが、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択が適正に行われるために、教科用図書の採択基準や採択参考資料について、北海道教育委員会からの諮問に基づいて協議を行い、本審議会として答申を行うためのものがございます。

会議は今回を含めて全3回を予定しており、本日第1回目の会議では、採択基準及び採択参考資料作成要領の審議、並びに教科用図書に関する専門的な調査・研究を行うための調査員の構成に関して決定したいと考えております。

また、次回第2回目の会議では、採択基準に係る答申及び採択参考資料作成要領の決定、並びに調査員について決定し、第3回目の会議では、採択参考資料に係る答申に関して決定したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、初めての委員の方もいらっしゃることから、我々の教科書制度について共通理解を深めるため、事務局より、資料2「教科書制度について」説明をお願いします。

### (1) 説明

#### ア 教科書制度の概要について

##### (ア) 事務局から資料2に基づき説明

- ・ 1ページの「1 教科書の定義」について説明します。
- ・ 教科書は、大きく分けて3種類あります。1つは、文部科学省の検定を経た文部科学省検定済教科書。これは通常の教科書のことです。
- ・ 2つめは、発行数が少ない点字版教科書などで、文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書。
- ・ 3つめは、特別支援学校及び特別支援学級において、児童・生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて、適切な教科書がないなどの特別な場合には、これらの教科書以外の図書を教科用図書として使用することができます。これが、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書です。この審議会では、これ以降「一般図書」とは、この学校教育法附則第9条に規定する教科用図書のことを指します。
- ・ 次に「2 教科書採択について」の(1)をご覧ください。
- ・ 採択の権限は、国立・私立学校については校長にあり、市町村立の小中学校で使用する教科書の採択の権限は、市町村教育委員会にあります。
- ・ 小・中学校の教科書は一度採択すると、原則4年間、同一の教科書を使用することになります。
- ・ 3ページの表、小学校の欄をご覧ください。今年度は、小学校の教科書の採択年度となっており、今年度に採択した教科書は、令和6年度から4年間使用することとなります。
- ・ 一般図書については、児童・生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じ、適切な図書を使用することができるよう、毎年度採択することとなっています。

- ・次に「(2) 都道府県教育委員会の役割」をご覧ください。
- ・採択の権限は市町村教委や学校長にあります。適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、教科書について調査研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっています。
- ・この調査研究を行うに当たり、都道府県教委では、専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を設置します。当審議会は、これに当たります。審議会では、教科書の専門的な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱しています。
- ・都道府県教委は、この審議会の調査研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付することにより助言を行います。
- ・2ページの図をご覧ください。道教委は審議会に対し諮問し、審議会は調査員を置き、教科書の調査研究を行い、答申を行います。
- ・道教委は、この答申をもとに、採択基準及び選定資料、道教委では採択参考資料と呼んでいますが、これを作成し、市町村教委等の採択権者に送付することにより、指導・助言・援助を行っています。採択権者は、示された採択基準や採択参考資料を参考にするほか、独自に調査・研究をした上で、教科書の採択を行います。
- ・また、学校関係者、採択関係者の調査・研究に資するため、毎年6月から7月頃、道内179市町村、約230箇所ですべて約2週間、教科書展示会を行っています。また、一般図書の展示会は、道内17箇所で開催します。
- ・「(3) 採択地区」をご覧ください。
- ・市町村立の小中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあります。採択に当たっては、都道府県教育委員会が採択地区を設定し、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域(共同採択地区)であるときは、地区内の市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとされています。採択地区内の市町村は、共同採択を行うための採択地区協議会を設け、学校の教員等からなる調査員を置くなどして、共同調査・研究を行っています。
- ・道内の採択地区については、資料3をご覧ください。また、各採択地区の現在の採択状況については、資料4をご確認ください。
- ・続いて資料5、教科書採択の公正確保についてです。
- ・教科書採択の公正確保の具体的措置については、独占禁止法や国からの通知等に基づき定められています。ここに記載されている内容に十分留意し、採択を進める必要があります。
- ・採択事務の日程ですが、資料6をご覧ください。教科書の採択は、使用する年度の前年8月31日までにを行うこととなっています。
- ・当審議会につきましては、就任依頼文でお知らせしておりましたとおり、本日と4月26日、そして6月7日としております。
- ・4月26日の第2回審議会では採択基準に関する答申をいただき、6月7日の第3回審議会では、採択参考資料に関する答申をいただくため、採択参考資料に関する説明を、調査員から直接、皆様に説明させていただきます。今年度は、小学校の全教科分ということで、教科数が多くあることから、審議会委員の皆様には、4グループに分かれていただいで説明することを予定しております。いただいた答申は、北海道教育委員会に報告し、その後北海道教育委員会が採択基準及び採択参考資料を決定し、採択権者である市町村教育委員会や国立・私立学校の校長に通知します。
- ・市町村教育委員会等では、この通知を受け、令和6年度から使用する教科書を期限の8月31日までに採択することとなっています。同様に、道教委においても、道立の中等教育学校及び特別支援学校で使用する教科書の採択を行います。

(イ) 質疑応答<有・無>

イ 事務局から小・中学校教育における教科用図書について説明

- ・教科用図書は、令和4年度では、本道の国立・市町村立・私立の小学校、合わせて966校の児童、約22万7000人、中学校、573校の生徒、約12万人、義務教育学校20校の児童生徒、約2700人のすべてに対して、無償で給付されています。
- ・小学校教育の教科用図書は、文部科学省が定めた小学校学習指導要領に基づいて編集されています。
- ・今回行う小学校用教科用図書の採択に当たっては、検定基準に基づき、学習指導要領に示された各教科の目標や内容を十分踏まえて、調査を進める必要があると考えております。

ウ 事務局から特別支援教育における教科用図書について資料7に基づき説明

- ・1点目は、本道における特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の概要についてです。
- ・(1)は、道立特別支援学校の学校数です。令和5年4月1日現在、道立の小・中学部を設置する特別支援学校は、分校を含め41校が設置されています。
- ・内訳としては、視覚障がいのある幼児児童生徒に対する教育を行う学校が4校、聴覚障がいのある幼児児童生徒に対する教育を行う学校が6校、知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う学校が24校、肢体不自由のある幼児児童生徒に対する教育を行う学校が6校、病弱のある児童生徒に対する教育を行う学校が2校、うち1校が肢体不自由と病弱を併設しているため、障がい種別の学校数の合計は42となっています。
- ・(2)は、小・中学校の特別支援学級の学級数です。小・中学校の特別支援学級は、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいの児童生徒を対象としており、令和4年度、道内には小学校に2,683学級、中学校に1,279学級が設置されています。
- ・(3)は、小・中学校の通級による指導を行っている教室数です。通級による指導は、障がいによる学習上、生活上の困難の改善・克服を目的として、通常の学級に在籍しながら、必要に応じて、週に数時間の指導を行っており、令和4年度、道内には453教室が設置されています。
- ・2点目は、特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定の概要についてです。
- (1)の特別支援学校のうち、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校は、文部科学省の検定済の教科書から選定するか、児童生徒の障がいの状態に応じて、文部科学省著作教科書や点字教科書及び拡大教科書を選定することとなっています。
- ・知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校は、文部科学省著作教科書もしくは、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて、学校教育法附則第9条で示された教科用図書（一般図書）から選定することとなっています。
- ・(2)の小・中学校の特別支援学級の場合は、文部科学省検定済教科書の中から該当学年のもの、または下学年のもの、文部科学省著作教科書、もしくは、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて、学校教育法附則第9条で示された教科用図書（一般図書）から選定することとなっています。

イ、ウの質疑応答<有・無>

事務局) ここで休憩させていただきます。

## (2) 審議

### ア 諮問事項について

#### (ア) 事務局から説明

- ・本年度の諮問事項は、義務教育諸学校において令和6年度から使用する小学校用教科用図書及び義務教育諸学校で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に関する事項です。
- ・1つは、市町村立教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、北海道教育委員会が示す採択基準及び採択参考資料についてでございます。
- ・もう1つは、道立特別支援学校の小学部で使用する小学校用教科用図書及び小学部及び中学部で使用する教科用図書、先ほど説明した「一般図書」を北海道教育委員会が採択する場合の基準についてでございます。
- ・なお「採択基準」とは、採択に当たっての留意事項や手続きなどを記載したものであり、「採択参考資料」とは、来年度に使用される教科用図書について研究を行いまとめたもので、市町村教育委員会等が採択に当たって行う調査研究の際に参考としていただく資料です。

#### (イ) 質疑応答<有・無>

### イ 採択基準について

#### (ア) 事務局から説明

- ・答申書の事務局案について、お配りしているA4横版の「北海道教科用図書選定審議会の答申に係る新旧対照表」に沿って説明申し上げます。
- ・答申案は、新旧対照表の左側の部分でございます。答申案の構成についてですが、1～3の本文と別記が1と2及び別添の欠格条項により構成されています。
- ・答申案の作成に当たっては、本年度採択することとなる、小学校用教科用図書について追加し、お示ししております。なお、令和4年度の答申から変更した箇所について、下線部として表示しております。
- ・案1の1ページで諮問事項の1つ目として、道教委が定め、市町村教育委員会に示す「令和6年度から使用する小学校用教科用図書の採択基準」は、3から6ページにかけて示している「別記1」であること。また、「令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準」は、8から9ページにかけて示している「別記2」であることが記載されております。
- ・1ページの2は、諮問事項の2つ目として、道立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科用図書を道教委が採択する場合の基準となっております。
- ・2ページの3は道教委が示す「採択参考資料」に関する内容となっております。
- ・3から6ページにかけて、小学校用教科用図書の採択基準の具体として「別記1」をお示ししています。
- ・3ページの1として、「市町村教育委員会が共同で採択する場合」の基準として、協議会の設置や規約の内容、協議会が設置する調査委員会についての規定や採択に関する情報の公表などをお示ししています。続いて、2として「市の教育委員会が単独で採択する場合」、3として「複数の採択地区が合同で調査研究を行う場合」、4として「国立学校及び私立学校の校長が採択する場合」をお示しておりますが、内容の大部分は1の取扱を準用しております。なお、7ページの「別添」ですが、平成27年度に教科書採択の公平性・透明性に疑念を生じさせかねない事案が発

生したことを受け、28年5月に道教委として審議会委員の欠格条項を定めており、その内容をお示ししています。

- ・8ページに「別記2」として、9ページにかけて、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準をお示ししており、9ページの5で、一般図書の採択に当たっての留意事項を具体的にお示しし、6では、採択に関する情報の公表についてお示ししております。

(イ) 質疑応答<有・>

会長) 意見等が特にないようですので「採択基準」に係る答申については、本日の段階では原案どおりとし、各委員の皆さんには次回までに御検討いただき、修正・意見等があれば、4月21日までに事務局へ御連絡ください。いただいた意見等を含め、次回審議会で審議することで、よろしいでしょうか。

各委員) 了解

ウ 採択参考資料について

(ア) 調査員の構成について

a 事務局から説明

- ・小学校用教科用図書については、76名を予定。内訳は、本庁や教育局などの指導主事43名のほか市町村立小学校の教員から28名、大学教員などの学識経験者5名。
- ・学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の調査員は、指導主事3名、教員2名、学識経験者1名の計6名。

b 質疑応答(有・)

事務局案どおり決定する。

c 事務局から調査研究の進め方について説明

- ・小中学校用教科書の調査員会議を3回、一般図書の調査員会議を1回、開催し調査研究を行い、6月7日の審議会で調査研究結果を報告。

(イ) 採択参考資料作成要領について

a 事務局から小学校用教科用図書採択参考資料作成要領(案)について資料10に基づき説明

- ・今回の採択は、平成29年に告示された学習指導要領に基づいて行う教科用図書の採択となり、採択参考資料作成要領の基本的な考え方は「令和2年度から使用する小学校用教科用図書採択参考資料」及び「令和3年度から使用する中学校用教科用図書採択参考資料」をもとに、教科用図書検定調査審議会による「教科書の改善について(報告)」の内容等を踏まえ、調査研究の観点を作成したいと考えております。
- ・資料10の表は、左に前回の採択参考資料作成要領、右に今回の作成要領を、新旧対照の形式で記載しています。右に記載した作成要領に基づき「1 調査研究の対象」、「2 調査研究の観点」、「3 調査研究の方法」、「4 記述要領」の4点について説明します。
- ・1の調査研究の対象については、発行者から送付されたすべての教科書見本について調査研究を行います。
- ・2の調査研究の観点については、具体の観点を次のページに「別記」として示していますので、

後ほど説明します。

- ・ 3の調査研究の方法については、1つの教科書見本を2名以上の調査員で調査研究し、種目別に担当する調査員による協議を経た上で、調査研究の結果をとりまとめるものとします。
- ・ 4の記述要領については、(1)として、各教科書見本の特色や違いが明らかになるように記述すること。(2)として、修飾語や文字数など、極端な差が生じないように記述すること。(3)として、各教科書見本についての記述は、同程度の分量となるように配慮することとしております。
- ・ 2ページの「調査研究の観点」については、令和元年度に開催した第3回教科用図書選定審議会において、教科用図書選定審議会委員の皆様から「国として働き方改革を推進していることを踏まえ調査項目を精選するなど、採択参考資料の作成に係る調査員の負担軽減を検討すべき」という御意見を踏まえて作成した「令和3年度から使用する中学校用教科用図書採択参考資料」に準じて、調査項目や様式の見直しを行ったところです。具体的には、2の「内容の構成・排列、分量等」については、右の1の(3)の下線部のとおり「内容の構成・排列」を「取扱内容」に加えて記載、「分量」を、後ほどお示しする「様式4」に併せて記載することとしました。こうしたことから、調査の観点は、前回の要領の項目2の「内容の構成・排列、分量等」を削除し、1 「取扱内容、内容の構成・排列」、2 「使用上の配慮等」、3 「その他」の3点に整理しております。
- ・ 「別記」として示した「調査研究の観点」の内容について説明します。2ページ右の上段を御覧ください。
- ・ 1の「取扱内容、内容の構成・排列」は、(1)学習指導要領に示された目標や内容等、(2)知識及び技能の活用、思考力、判断力、表現力等及び学びに向かう力、人間性等の発揮による資質・能力の育成に対応できるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習内容などに関する観点としてしています。(3)については、前回の「2 内容の構成・排列、分量等」のうち「内容の構成・排列」について記載することとし、内容の構成・排列の系統的、発展的な組織などに関する観点としてしています。
- ・ 2の「使用上の配慮等」は、(1)児童の学習意欲を高める工夫、(2)主体的に学習に取り組める工夫、(3)使用上の便宜に関する観点としてしています。
- ・ 3の「その他」については、全体を通じた特色について記載することに加え、外国語科においては、文部科学省から英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて提供する予定であり、英語のデジタル教科書を調査し、採択にあたり考慮すべき事項の一つとすることができることとされていることから、デジタル教科書の機能についても記載する予定です。
- ・ これらの調査研究については、観点に基づいて、3ページから7ページまでの右に掲載している、「様式1」～「様式5」に取りまとめます。なお、4ページ「内容の分量」については、これまでは左の「様式2」中段に示すほかに、数値として6ページ左の「様式4」に記載しておりましたが、重複を避けるため「様式2」から削除し、6ページ右「様式4」にのみ数値として記載することとしてしています。
- ・ 外国語科を例に説明します。資料11を御覧ください。「様式1」は、学習指導要領に示されている教科の目標、学年の目標などを記述します。欄外の【参考】には、学習指導要領に示された各教科の目標の改善と標準授業時数を記述します。
- ・ 次のページ「様式2」は、先ほど御説明したとおり、2ページにわたり、「取扱内容、内容の構成・排列」「使用上の配慮等」「その他」の3つの調査研究の観点に基づいて記述しています。
- ・ 1点目の「取扱内容、内容構成・排列」は、教科の目標、内容等に基づいて調査し「各領域や



内容ごとの特色」「主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習に対応するために取り上げられている内容」「地域の実態や学年の発達の段階に応じて、系統的、発展的に組織されていること」などの取扱いについて記述します。

- ・ 2点目の「使用上の配慮等」は「学習意欲を高める工夫」「主体的に学習に取り組めるような工夫」「目次や索引など、使用上の便宜」の3つの内容を記述します。
- ・ 3点目の「その他」は、ただ今説明した観点以外で特色がある場合やデジタル教科書の機能などを記述します。
- ・ 「様式3」について説明いたします。「様式3」は「様式2」を作成するために設定した調査項目とその設定理由を記述します。これらの調査項目により得られたデータは、調査研究の内容をより客観的に示すものとなります。
- ・ 「様式4」は「様式3」に示した調査項目に基づき、把握したページ数や教材数など数値をまとめた表としています。
- ・ 「様式5」は「様式4」で示した数値のうち、③のように網掛けをした項目のバックデータをまとめた表としています。
- ・ 以上のように、採択参考資料の作成では、各教科書見本の特色を記述したり、客観的な数値をデータ化したりするなどして、教科の特性に応じた調査研究となるよう配慮しております。

b 事務局から附則9条図書の採択参考資料作成要領（案）について資料11に基づき説明

- ・ 一般図書の採択に当たり参考にするための「採択参考資料作成要領」及び「調査研究の観点」の案について説明します。
- ・ 「採択参考資料作成要領」についてです。1の「調査研究の対象」についてですが、本審議会では、各教科の内容と関連が深い一般図書について、令和5年度に道教委で作成した採択参考資料とともに、各学校から聞き取った上で追加した新規図書を加えて調査研究を行います。
- ・ 2の「調査研究の観点」についてです。後ほど説明する観点のほか、特に障がいの種類及び教科ごとの特性に応じた観点を設定し、調査研究を行っております。
- ・ 3の「調査研究の方法」についてです。調査は「調査研究の観点」に基づき、1つの教科書見本を2名以上の調査員が担当します。その後、調査員全員で協議します。
- ・ ここまでの調査を経て、4に示した「記述要領」に従い、各図書見本の特色をまとめ、一般図書の「採択参考資料」を作成します。具体的な記載例につきましては、資料の最後のページに掲載しています。
- ・ 次に「調査研究の観点」について、資料の2枚目「別紙」を御覧ください。1の「取扱内容」については、（1）学習指導要領の総則、各教科、特別の教科道徳の内容が考慮されているか、（2）内容の取り上げ方や表し方が障がいの特性に即しているか、などについて調査研究します。
- ・ 2の「内容の程度・排列・分量等」については、（1）内容の程度が、地域の実態や児童生徒の生活経験、発達の段階、特性及び興味・関心などに配慮されているか、（2）内容の排列が、児童生徒の発達の特性や学習内容の系統性などに配慮されているか、などについて調査研究します。
- ・ 3の「使用上の配慮等」については、（1）学習意欲を高める工夫や、（2）主体的な学習の促進、（3）印刷、造本などについて調査研究します。

c 質疑応答 (有・無)

- (a) 「二次元コード」に関する内容について、調査研究ではどのように取り上げるのか。
- (b) 先ほどの説明で調査項目を見直すとあったが、具体的にどのように見直すのか。
- (c) 調査研究では、デジタル教科書の機能について記載する予定と説明があったが、どのような機能をどのように取り上げるのか。
- (d) 子どもの携行品の重さについて報道されることがあるが、調査研究では、教科用図書の重量について、取り上げることはできないか。

会長) ただいまの質問につきましては、次回の審議会で、事務局から説明いたします。その他修正・検討があれば、4月21日までに事務局へ御連絡ください。いただいた意見等を含め、次回審議会で審議することによろしいでしょうか。

各委員) 了解

キ その他

事務局から、次回以降の審議会開催予定の説明。

- ・第2回審議会は、4月26日(水)、北海道第二水産ビルからオンラインで、14時から16時までの予定。
- ・第3回審議会は、6月7日(金)、北海道第二水産ビル8階8ABC会議室で10時から16時までの予定。

#### 【閉会】

事務局) 会長、副会長、大変ありがとうございました。先ほど審議の中で、御意見の提出先について会長よりお話がありましたが、事務局担当まで、任意様式により、メールにて御提出願います。

続いて、皆様にお願いがございませう。会議の冒頭で、委員の皆様の名氏及び審議内容について、採択期限の8月31日まで非公開とすることでご了解いただきました。つきましては、情報管理の適切な取扱について御留意願います。

これを持ちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様方には、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。